

山田真功議員に対する問責決議

山田真功議員においては、津島市議会議員政治倫理要綱に基づく調査請求書が議員5名から提出され、政治倫理審査会での審査の結果、1つ目の令和7年9月1日開催の本会議における決算審査報告及び審査意見発表に係る質疑の際、代表監査委員に対し権限外の答弁の強要、侮辱発言を行ったことについては、人権侵害のおそれのある行為及び市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう行為として、また、2つ目の市職員に対し過剰な答弁作成の要求を行ったことについては、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう行為として、同要綱に定める政治倫理基準に違反することが認められた。

今日、議員を始め公の職にある者に対しては、厳格な規律が求められており、地域住民の信頼を失墜することなく、職務を遂行することが重要な責務と考える。

よって、山田真功議員には、このことについて、真摯に受け止めて深く反省し、津島市議会及び地域住民に対し、信頼回復に努めることを強く望むものである。

以上決議する。

令和7年12月18日

津島市議会